

法務省民二第3061号

平成20年12月 1日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

平成20年12月1日において現に存する公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会のうち特例社団法人であるものの監督について(通達)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行により司法書士法及び土地家屋調査士法等が本日改正されたことは、本日付け法務省民二第3060号当職通達のとおりですが、今後、本日において現に存する公嘱協会のうち、整備法第42条第1項に規定する特例社団法人であるものの監督に当たっては、下記の点に留意するよう願います。

なお、本通達中、「整備法」「法人法」「一部改正省令」「公嘱協会」「旧民法」とあるのは、いずれも本日付け法務省民二第3060号当職通達と同じであり、引用する条文は、すべて改正後のものです。

記

第1 公嘱協会に関する司法書士法及び土地家屋調査士法の改正の概要

1 新しい法人制度の下の公嘱協会の概要

本日付け法務省民二第3060号当職通達の第1を参照されたい。

2 平成20年12月1日において現に存する公嘱協会のうち整備法第42条第1項に規定する特例社団法人であるものの扱いについて

公嘱協会は、従来、旧民法の規定による社団法人であったが、旧民法の公益法人制度から新しい法人制度に変更する際の経過措置として、平成20年12月1日において現に存するものは、この日以降「一般社団法人」として存続することとなる(整備法第40条第1項)。

一般社団法人のうち旧民法により設立されたものは、新たな制度の法人への移行

の登記をするまでの間、整備法の中では「特例社団法人」と称され（整備法第42条第1項。なお、特例財団法人と併せて「特例民法法人」と総称される（同条第2項）。）、通常の一般社団法人とは異なる取扱いがされる。具体的には、整備法施行時において名称や定款の変更又は理事等の機関の変更を行う必要はなく、また、新たな制度の法人に移行するまでは、旧民法の主務官庁が従前の例により法人の監督を行う等、旧民法下とおおむね同様となっており、この点については、公嘱協会も例外でない。

旧民法の規定による社団法人として設立され、移行の登記（整備法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。））を行っていない公嘱協会を、本通達では以下「特例社団法人である公嘱協会」という。

なお、移行期間（平成20年12月1日から起算して5年を経過する日までの期間。整備法第44条参照）内に、公益社団法人への移行（整備法第44条）又は通常の一般社団法人への移行（整備法第45条）を行わない場合は、原則として解散したものとみなされる（整備法第46条第1項）。

第2 特例社団法人である公嘱協会の監督

特例社団法人である公嘱協会については、法人法により新たに設立された公嘱協会又は公益社団法人への移行（整備法第44条）若しくは通常の一般社団法人への移行（整備法第45条）を行い、移行の登記を行った公嘱協会に対するものとは異なり、監督は、原則として旧民法下とおおむね同様の態様で行われる。

1 監督の態様とその根拠

(1) 旧民法下の公益法人関連法令・通達

旧民法の公益法人に関する規定は、整備法により廃止されたが、特例民法法人の業務の監督については、なお従前の例によるとされている（整備法第95条）ため、法人の監督は、特例民法法人である間は、従来の主務官庁が引き続き基本的に従前と同じ態様で行うことになる。また、法務大臣の所管に属する公益法人の指導及び監督に関する規則（昭和52年法務省令第58号）は「法務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令」（平成20年法務省令第63号）により、本年12月1日をもって廃止されたが、整備法第95条により、同規則及びこれに関連する通達は、廃止後も引き続き法務省所管の特例民法法人の監督について適用される。

なお、主務官庁の監督権限についてはほぼ従前どおりであるが、従前の設立許可の取消しに代わる措置として、主務官庁が特例民法法人に対して解散命令を発することができることとされた（整備法第96条第2項）。

また、公益法人の合併に関する規定は旧民法にはなかったが、新制度の法人への円滑な移行に資するとの観点から、特例民法法人は他の特例民法法人と合併(吸収合併に限る。)することができることとされた(整備法第66条第1項)。合併には「合併後主務官庁」による合併の認可が必要とされている(整備法第69条第1項)。

(2) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等

整備法第95条に基づき「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)等の公益法人関連の閣議決定等も、所要の読替えを行った上で、従前の例によるとされた(「特例民法法人の指導監督について」(平成20年11月11日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ))。

(3) 司法書士及び土地家屋調査士関係法令

特例社団法人である公嘱協会に関しては、(1)及び(2)に記載した旧民法の公益法人一般に適用される経過措置のみならず、公嘱協会のみルールとして、司法書士については整備法第231条及び一部改正省令附則第2条に、土地家屋調査士については整備法第233条及び一部改正省令附則第3条に、それぞれ経過措置が規定されている。

特例社団法人である公嘱協会は、特段の定款変更を行わなくとも公嘱協会に必要とされる定款の定めがあるものとみなされ(整備法第231条第1項又は第233条第1項)、整備法による改正の結果新設された規定(公嘱協会の業務を法務局又は地方法務局長が監督する旨の規定及び公嘱協会に対する懲戒の規定)は適用除外とされ(整備法第231条第2項又は第233条第2項)、移行した場合のその登記の届出が義務付けられている(整備法第231条第3項又は第233条第3項)。また、主務官庁である法務大臣に対する各種申請、報告又は届出が法務局又は地方法務局長を経由すること(一部改正省令附則第2条第2項又は第3条第2項)、定款の変更の認可の申請に対する処分を行う際の連合会への求意見(一部改正省令附則第2条第7項又は第3条第7項)、法務局又は地方法務局長による公嘱協会の業務等の調査及び調査結果の法務大臣に対する報告は、なお従前の例によること(一部改正省令附則第2条第4項又は第3条第4項)並びに改正後の司法書士法施行規則又は土地家屋調査士法施行規則に基づく届出及び報告等並びに懲戒に関する規定は適用しないこと(一部改正省令附則第2条第5項又は第3条第5項)が定められている。

(4) 民事局長通達等

平成8年8月27日民三第1490号民事局長通達（「法務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の運用について」）、平成8年8月27日民三第1491号民事局第三課長依命通知（「公共嘱託登記司法書士協会等の管理台帳の整備について」）、昭和60年9月2日民三第5429号民事局長通達（「公共嘱託登記司法書士協会等の設立許可申請書の進達等について」）については、本日付け法務省民二第3060号当職通達をもって廃止したが、整備法第95条により、引き続き法務省所管の特例社団法人である公嘱協会の監督に関する事務に限り適用される。

2 旧民法の公益法人と同様のもの

(1) 申請，報告又は届出

特例社団法人である公嘱協会が，従来，法務大臣の所管に属する公益法人の指導及び監督に関する規則に基づいて行っていた定款の変更の認可の申請，各種報告又は届出は，同規則廃止後も整備法第95条の規定によりなお従前の例によるものとされたことから，引き続き法務局又は地方法務局長を経由して法務大臣に提出することとされた（一部改正省令附則第2条第2項及び第3条第2項）。これら申請，報告又は届出の提出を受けた場合は，引き続き従前どおり法務大臣に送付されたい。

(2) 検査

従前どおりである。なお，法務局又は地方法務局長による公嘱協会の業務等の調査及び調査結果の法務大臣に対する報告についても従前どおりとされた（一部改正省令附則第2条第4項又は第3条第4項）。

3 旧民法の公益法人と異なるもの

2のとおり，基本的には，移行の登記がされるまでは旧主務官庁である法務大臣がほぼ従前どおりの監督を行うこととなるが，次のとおり，旧民法法人とは異なっている点が若干あるので留意されたい。

(1) 合併の認可の申請・合併の登記の届出

特例社団法人である公嘱協会が「合併後旧主務官庁」である法務大臣に対して合併の認可の申請書を提出するに当たっては，当該公嘱協会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならないとされた（法務大臣が整備法第69条第4項の「合併前旧主務官庁」となる場合も同様である。なお，「合併後旧主務官庁」として名あて人となるのは法務大臣であるが，それ以外の主務官庁を「合併前旧主務官庁」として経由する場合には，法務局又は地方法務局長を経由させる必要はない。）ので，申請書が提出された場合には，

定款の変更の認可の申請書等に準じて、法務大臣に送付されたい。また、特例社団法人である公嘱協会が合併の登記をしたことの届出（整備法第72条第2項）についても、法務局又は地方法務局長を経由するものとされたため、届出があった場合は同様に送付されたい（一部改正省令附則第2条第6項又は第3条第6項）。

なお、合併について特例社団法人である公嘱協会から相談があった場合には、民事局民事第二課に一報願いたい。

(2) 移行の登記をした旨の届出

ア 旧主務官庁（法務大臣）への届出

特例民法法人が移行の登記をしたときは、遅滞なく、主務官庁に対して移行の届出を行うこととされている（整備法第106条第2項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）。特例社団法人である公嘱協会の移行の登記をした旨の届出については、公嘱協会の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならないとされたので（一部改正省令附則第2条第6項又は第3条第6項）、定款の変更の認可の申請等に準じて、法務大臣に送付されたい。

イ 法務局又は地方法務局長への届出

移行の登記をした日から2週間以内に届け出させる（整備法第231条第3項又は第233条第3項）。

この場合には、本日付け法務省民二第3060号当職通達第2の1（成立の届出について）に準じて定款及び登記事項証明書の確認を行うものとする。